

# 令和5年第3回下仁田町議会臨時会会議録第1号（30日）

招集年月日	令和5年11月30日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年11月30日午前10時00分				議長	佐藤博		
	閉会	令和5年11月30日午前10時29分				議長	佐藤博		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 10名 不応招 0名 出席 10名 欠席 0名 欠員 0名	1	並木一夫	○	○	6	木暮弘元	○	○	
	2	小井土光弘	○	○	7	岩崎正春	○	○	
	3	大手博幸	○	○	8	佐藤博	○	○	
	4	佐々木信也	○	○	9	千野榮治	○	○	
	5	岡田邦敏	○	○	10	堀口博志	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す									
会議録署名議員	3番	大手博幸	4番		佐々木信也				
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	佐藤正明			書記	佐藤里奈			
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町長	原秀男			福祉課長	鈴木昌吾			
	教育長	里見立夫			保健課長	今井美和			
	総務課長	岡野均			農林課長	佐藤圭司			
	企画課長	神戸領栄			商工観光課長	林光一			
	住民税務課長	下山光一			建設水道課長	荻野文昭			
	会計課長	岡野宏巳			教育課長	竹内誠			

議 事 日 程 別紙のとおり

---

会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第65号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 4 第66号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 5 第67号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

会 議 の 経 過

---

開 会 令和5年11月30日 午前10時00分

---

- 議長 佐藤博 おはようございます。  
議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第3回下仁田町議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。
- 
- 議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番 大手博幸君と、4番 佐々木信也君を指名いたします。
- 
- 議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 佐藤博 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。
- 
- 議長 佐藤博 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。  
町長  
(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆様、おはようございます。

令和5年第3回臨時会の開会に当たり、ご指名をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、臨時会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

寒さひとしおであります。過日は下仁田ねぎ祭りを開催し、県内外から多くの来訪者を迎えることができました。ご協力いただきました各位には改めまして感謝申し上げます。

さて、本臨時会では、国の人事院勧告に基づき、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例並びに下仁田町職員の給与に関する条例の一部改正についてご提案申し上げます。

後ほど担当課長より説明をいたさせますので、慎重審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上、令和5年第3回臨時会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして、302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時19分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 日程第3、議案第65号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長

(佐藤正明議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第65号を朗読し、ご提案いたします。

議案第65号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年11月30日。

下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志。

賛成者 同 大手博幸。

賛成者 同 佐々木信也。

賛成者 同 岡田邦敏。

賛成者 同 木暮弘元。

賛成者 同 岩崎正春。

別紙をお願いいたします。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

以下につきましては、さきの議員協議会で説明済みでございますので、省略いたします。

附則。

(施行期日)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

提出の理由。

第1条 全国的にも町村議会議員の成り手不足が懸念されており、4年後の改選選挙に向けての魅力づくりの一環として議員報酬の改定を図るため。

第2条 人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に準ずる条例改正に伴い、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する必要があるため。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第65号を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第66号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第66号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第66号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「12月に支給する場合には100分の220」を「12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第2条 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月に支給する場合には100分の220」を「6月に支給する場合には100分の225」に、「12月に支給する場合には100分の230」を「12月に支給する場合には100分の225」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第66号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第66号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第67号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第67号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第67号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(下仁田町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「において規則で定める日」を削る。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

附則。

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以下の内容につきましてもご説明を省略をさせていただきます。

令和5年11月30日提出。

下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第67号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第67号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。よって、字句等の整理については、議長に一任願います。

これをもちまして、令和5年第3回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

---

閉 会

令和5年11月30日 午前10時29分

---

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長                      佐 藤        博

---

署名議員                      大 手 博 幸

---

署名議員                      佐々木 信 也

---